

水道料金改定に係るQ & A

質問 1	物価高騰が続いている状況なのに値上げを先送りできなかったのですか。
回 答	水道料金の値上げは、これまで、東日本大震災の影響等を考慮して先送りしてきた経緯があり、これ以上先送りすることは、次世代への負担を大きくしてしまうこととなります。 また、先送りすればするほど値上げ幅が大きくなることが予想されることから、総合的に判断すると先送りは困難な状況でしたのでご理解ください。

質問 2	料金値上げをしないとどうなるのですか。
回 答	給水人口の減少等の影響により水道料金収入が減少していることから、水道施設や管路の更新・耐震化などの事業が停滞し老朽化が進みます。そして、漏水等による断水が度々発生するなど安心して安全な水を安定的に供給できなくなるおそれが生じてまいります。

質問 3	生活困窮世帯への特別な措置を考えていますか。
回 答	水道事業は「独立採算制の原則」により、水道料金で運営していくことが原則となることから、減免等の特別な措置は考えておりません。 なお、支払期限の猶予等については、別途、履行延期等の申出制度があります。

質問 4	下水道使用料も値上げされるのですか。
回 答	下水道事業は、石巻市及び東松島市がそれぞれ運営し、当企業団が下水道使用料等について水道料金と同時徴収する共同処理を行っていますが、今回の水道料金の値上げに併せた下水道使用料等の値上げは予定していないということを確認しています。

質問 5	今回、料金値上げをしたら当分値上げをしなくて済むのですか。
回 答	今回の水道料金の値上げは、今後10年間の健全な経営状態を維持するために行おうとするものです。今後は、決算等による経営状況の確認を行うとともに、更新需要と財政収支の見込みにより、将来に向けて持続可能な料金水準を検討していきます。

質問 6	万が一、今後、収益が増加した場合、料金を値下げする可能性はありますか。
回 答	今回の水道料金の値上げは、今後における水道施設や管路の更新・耐震化などの事業に必要な費用を確保するためのものです。これらの事業を計画的に行うためには莫大な費用を要しますので、一時的に収益が増加した場合においても水道料金を値下げすることは困難であると考えています。

質問7	節水しているのに基本料金を一律に請求されるのは納得できないがなぜですか。
回答	<p>当企業団では、使用水量に関係なく、24時間いつでも安心して安全な水道水を安定的にお届けできる体制を維持するために、固定的にかかる経費分としての「基本料金」と、使用した水量に応じて必要となる「従量料金」から構成される二部料金制を採用しています。</p> <p>浄水場の運転管理、管路等の維持管理費用などは不可欠な費用であることから、お客さまに安全で安心な水道水を安定的に供給することや負担の公平性を図る観点から「基本料金」をご負担いただいておりますのでご理解ください。</p>

質問8	今回の料金改定は宮城県の水道が民営化されたことと関係があるのですか。
回答	<p>宮城県と当企業団の水道事業の運営は、全くの別物であり関係はありません。</p> <p>なお、宮城県では、水道水を作って県内25の市町村に供給するという水道用水供給事業等の運営を民間に委託したというものですが、当企業団は独立しており、また、その供給を受けず、自前で水道水を作り、お客さまに供給しています。</p>

質問9	更なる値上げができるだけないように考えている対策などはありますか。
回答	<p>高度成長期に整備した施設の老朽化や給水人口の減少等に伴う水需要の減少に合わせた施設の統廃合及び縮小化を計画しています。</p> <p>なお、現在17か所ある浄水場については、令和22年度までに統廃合を重ね、最終的には9か所に集約し、維持管理費等を削減します。</p> <p>また、その他においても、経費の削減を図り、更なる経営の効率化を目指して検討を重ねていきます。</p>

質問10	新料金への切り替え時期を教えてください。
回答	<p>令和5年4月1日が基準となりますので、令和5年4月の検針（5月請求分）までが現行料金、5月検針（6月請求分）から新料金の適用となります。</p> <p>ただし、令和5年3月末から使用開始のお客さまについては、初回の検針に係る使用期間により、新料金の適用が遅れる場合もあります。</p>